

公告第 12 号
次のとおり制限付一般競争入札（事前審査型）を執行する。

令和 8 年 9 月 14 日
郡山地方広域消防組合
管理者 椎根 健雄

第 1 制限付一般競争入札（事前審査型）に付する事項

契約番号	第 2026000142 号
業 種	建築工事
工 事 名	田村消防署三春分署新築工事
工事場所	田村郡三春町 地内
工 期	契約締結の日から 12 ヶ月
工事概要等	・用途 消防署 ・庁舎：鉄骨造 2 階建て 1 階床面積 439.35 m² 2 階床面積 222.75 m² - 延床面積 662.10 m² - 建築面積 481.47 m² ・放水壁：鉄筋コンクリート造 - 床面積 9.91 m² - 建築面積 9.91 m² ・電動ホースタワー、屋外整備 一式 ・24条乗入、擁壁、既存樹木等撤去処分 一式 ・電気設備、機械設備 一式
支払条件	・前払金 有り ・中間前払金 有り ・部分払 有り

- 1 予定価格は事後公表とする。
- 2 本工事は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第 167 条の10第 2 項に基づき、最低制限価格を設定する。
- 3 入札に際しては、入札書記載金額の根拠となる工事費内訳替を添付するものとする。

第 2 入札執行場所及び日時

- 1 場所 郡山地方広域消防組合田村消防署 庁舎 2 階会議室
(田村市船引町船引字遠表24- 1)
- 2 日時 令和 8 年10月13日(火) 午後 1 時30分
※ 郵便及び電報等による入札は認めないので、当該場所及び日時に集合すること。

第3 入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次の各項に掲げるとおりとする。

1 単体企業による参加の場合は、次に掲げる全ての要件を備えていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三春町競争入札参加者の資格審査等に関する要綱に規定する建設工事の有資格業者名簿に登録され、三春町に本店又は支店を有している者。
- (3) 三春町工事等の請負契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者(入札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。)でないこと。
- (4) 建設業法第15条に基づく特定建設業(建築一式工事業)の許可を有する者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続き開始又は再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、更生手続き開始又は再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、更生手続き終了又は再生手続き終了の決定を受けた者については、当該更生手続き開始又は再生手続き開始の申立てがなされなかったものとみなす。

- (6) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)の有効期限が切れていない経営規模等評価結果通知書・総合評価通知書(以下「通知書」という。)を有する者であること。

なお、開札日までに経営事項審査の有効期限が切れる場合は、有効期限日までに発行された更新後の通知書を、入札参加申請書(以下「申請書」という。)と併せて提出しなければならない。通知書が提出されないとき又は更新後の通知書の発効日が、更新前の有効期限の満了日の翌日以降である場合は、入札に参加することができないものとする。

- (7) 平成28年度以降(本公告の公告日の10年前から申請書の提出期限日までの間)に、国、県及び地方公共団体等が発注した業務で、元請として延べ床面積600㎡以上かつ2階建て以上の新築、増築、改築工事を履行した実績のある者であること。
- (8) 監理(主任)技術者又は現場代理人としての経験を有し、かつ一級建築士又は一級建築施工管理技士のいずれかの資格を有する者を本工事の監理技術者として工事現場に専任で配置できること。

なお、監理技術者は所属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係があること。

2 共同企業体による参加の場合は、その構成員のいずれもが次に掲げる全ての要件を備えていること。

- (1) 特定建設工事共同企業体(以下、「特定共同企業体」という。)を結成する場合は、共同連帯して共同施工方式により本工事を完成させるものであること。
- (2) 特定共同企業体の構成員数は、2者以上6者以内で自主結成すること。
- (3) 特定共同企業体代表者(以下、「代表者」という。)の出資割合を最大とし、代表者以外の構成員1者当たりの最小の出資割合は2者の場合30%以上、3者の場合20%以上、6者の場合10%以上であること。
- (4) 構成員は本工事において、2つ以上の特定共同企業体の構成員になることはできないこと。
- (5) 代表者は、三春町競争入札参加者の資格審査等に関する要綱第5条に規定する建設工事の有資格業者名簿に登録され、三春町に本店又は支店を有している者。その他の構成員は郡山地方広域消防組合の構成市町に本店又は支店を有している者。

- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (7) 三春町工事等の請負契約に係る指名停止等措置要綱第2条及び第3条に基づく指名停止等措置を受けていないこと。
- (8) 会社更生法に基づく更生手続き又は民事再生法に基づく再生手続き中でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (10) 建設業法第27条の23に基づく有効な経営事項審査を受けている者であること。
- (11) 建設業法第15条に基づく特定建設業(建築一式工事業)の許可を有すること。
- (12) 代表者は平成28年度以降(本公告の公告日の10年前から申請書の提出期限日までの間)に、国、県及び地方公共団体等が発注した業務で、元請として延べ床面積600㎡以上かつ2階建て以上の新築、増築、改築工事を履行した実績のある者であること。
- (13) 代表者は監理(主任)技術者又は現場代理人としての経験を有し、かつ一級建築士又は一級建築施工管理技士のいずれかの資格を有する者を本工事の監理技術者として工事現場に専任で配置できること。
なお、監理技術者は所属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係があること。

第4 地元業者活用

入札参加資格を申請する者は、あらかじめ次の事項を確認のうえ、地元業者活用計画書を策定し地元業者の活用に努めるものとする。

1 下請け契約の場合

本工事の施工に際し、落札者が下請け契約を締結する場合は、原則として三春町に本店又は支店を有している者を選定、又は工事に参加できるように努めること。

2 建設資材等の場合

落札者が建設資材等の購入契約を締結する場合は、原則として三春町に本店又は支店を有している者を基本として選定、又は工事に参加できるように努めること。

第5 設計図書等閲覧の申込み

- 1 入札参加を希望する者(入札参加資格を有しないことが明らかである者を除く。)以下「入札参加希望者」という。)は、本工事に係る設計図面及び仕様書等(以下「設計図書等」という。)を次のとおり閲覧することができる。

- (1) 閲覧期間 令和8年9月14日(月)から令和8年9月29日(火)まで
(郡山地方広域消防組合の休日を定める条例第1条に規定する組合の休日を除く。)
- (2) 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 閲覧場所 〒963-8877
福島県郡山市堂前町5番16号
郡山地方広域消防組合消防本部総務課庶務係(4階)

2 設計図書等の複写

入札参加を希望する者で設計図書等を複写したい場合は、閲覧期間内に【様式第1号】設計図書等閲覧申込書を閲覧場所まで提出すること。

第6 設計図書等に関する質問

- 1 設計図書等に対する質問がある場合は、【様式第2号】設計図書等質問書を消防本部総務課庶務係宛（somu-shomu@shobo.koriyama.fukushima.jp）にメールすること。

2 質問書の受付

- (1) 期 間 令和8年9月14日（月）から令和8年10月2日（金）まで
- (2) 回答方法 令和8年10月6日（火）までに質問者に回答するとともに、【様式第3号】設計図書等回答書を、郡山地方広域消防組合ウェブサイトに掲載するものとする。

第7 入札参加の申請

- 1 入札参加希望者は、設計図書等の内容を確認後、本組合所定の入札参加申請書及び入札参加資格確認資料（以下「添付書類」という。）を管理者に提出し、当該工事に係る入札資格の有無について確認を受けなければならない。（申請書等は、郡山地方広域消防組合ウェブサイトからダウンロードすること。）

(1) 単体企業による申請の場合

ア 【様式第4号】入札参加申請書（単体企業用）

イ 添付書類

- ア 建築一式工事業特定建設業許可の写し
- イ 経営規模等評価結果通知書総合評価値通知書の写し
- ウ 【様式第5号】施工実績調書
- エ 【様式第6号】配置予定技術者調書
- オ 【様式第7号】誓約書
- カ 【様式第8号】地元業者活用計画書
- キ その他資格審査に必要な書類

(2) 共同企業体による申請の場合

ア 【様式第9号】入札参加申請書（共同企業体用）

- ア 建築一式工事業特定建設業許可の写し
- イ 経営規模等評価結果通知書総合評価値通知書の写し
- ウ 【様式第5号】施工実績調書
- エ 【様式第6号】配置予定技術者調書
- オ 【様式第7号】誓約書
- カ 【様式第8号】地元業者活用計画書
- キ 【様式第10号】共同企業体協定書の写し
- ク その他資格審査に必要な書類

2 申請書等の受付

- (1) 期 間 令和8年9月14日（月）から令和8年10月7日（水）まで
※郡山地方広域消防組合の休日を定める条例第1条に規定する組合の休日を除く。
- (2) 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 提出場所 〒963-8877
福島県郡山市堂前町5番16号
郡山地方広域消防組合消防本部総務課庶務係（4階）
※郵送での申請も可能とする。

3 確認結果の通知

管理者は、入札参加希望者の入札参加資格の有無を確認したときは、その結果を令和8年10月9日(金)までに通知するものとする。

第8 入札保証金

免除する。なお、落札者が契約を締結しない場合(本公告第13第2項に掲げる要件により契約を締結しない場合を除く。)は、納付しないこととした入札保証金(入札金額の5%)と同額の金額を本組合に納めること。

第9 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第10 入札の中止等

本工事に関し、公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止若しくは延期し、又は入札方法について変更することがある。

第11 入札の無効

この公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

第12 落札者の決定等

1 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者及びその次の順位以降の者(以下「次順位者」という。)を決定するものとする。

2 入札回数は、2回を限度とする。

ただし、再度入札を執行しても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることができる。(見積書の提出は2回を限度とする。)

第13 契約締結及び契約書の作成

1 契約の締結は、落札者の決定後、7日以内に行わなければならない。

2 落札決定から契約締結までの間に、落札者が次の要件のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

(1) 本公告中第3に掲げる資格のうち、第1項、第4項又は第5項のいずれかの要件を満たさなくなったとき。

(2) 指名停止措置を受けたとき。(指名停止基準に該当することとなったときを含む。)

(3) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。

3 前項の規定により契約を締結しなかった場合には、本組合は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

4 契約保証金は、郡山地方広域消防組合契約規則による。

第14 入札に関する注意事項

1 入札書、見積書、委任状及び工事内訳書については、郡山地方広域消防組合ウェブサイトからダウンロードすること。

2 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することはできない。

3 初度の入札に際しては、入札書記載金額の根拠となる工事費内訳書を提出しなければならない。工事費内訳書の提出がない場合は、入札に参加できないものとする。

4 その他必要な事項は、郡山地方広域消防組合契約規則による。

第15 その他

1 配置予定技術者が正当な理由なしに配置できない場合は、指名停止措置を行うことがある。

2 落札者が契約を締結しない場合(本公告第13条第2項に掲げる要件により契約を締結しない場合を除く。)は、指名停止措置を行うことがある。

3 本契約は、議会の議決に付すべき契約であるため、議決を得た場合に成立する。

4 必要な様式は郡山地方広域消防組合ウェブサイトからダウンロードすること。

5 不明な点については、郡山地方広域消防組合消防本部総務課庶務係まで問い合わせること。(電話:024-923-1699)